



# 鳥取県公報

平成 26 年 9 月 24 日 (水)  
第 8 6 3 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (687) (観光戦略課) . . . . . 2
	県道の区域の変更 (688) (道路企画課) . . . . . 2
	県道の供用の開始 (689) (〃) . . . . . 2
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サー ビスの事業の廃止の届出 (690) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第687号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県観光情報多言語対応WEBサイト構築・運用保守業務プロポーザル審査会	鳥取県観光情報多言語対応WEBサイトの構築及び運用保守業務の受託業者の選定に関する事項	平成26年10月10日から同月24日まで	観光戦略課

## 鳥取県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年9月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
猪ノ子国安線	変更前	鳥取市源太字下八人割44-3地先から同市国安字下河原368-1地先まで	8.8~11.1	358.0
	変更後	鳥取市源太字下八人割44-3地先から同市国安字下河原368-1地先まで	10.8~11.7	358.0

## 鳥取県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年9月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
猪ノ子国安線	鳥取市源太字下八人割44-3地先から同市国安字下河原368-1地先まで	平成26年9月26日

**鳥取県告示第690号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 もみの木福祉会	米子市富益町 4660	もみの木作業所	米子市富益町4722	就労移行支援	平成26年9月 30日

**公 告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年9月24日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年10月12日 午後1時から午後 3時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
平成26年11月2日 午前9時から午前 11時20分まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

- (2) 猟銃の射撃
  - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
  - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
  - 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 12,300円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
  - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
  - 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。